

平成 28・29 年度代議員選挙 について

1、代議員の選出について

1) 選挙権

選挙権は正会員のみが有します。(学生会員、賛助会員に選挙権はありません)

2) 被選挙権

被選挙権を有するには、正会員であり、且つ、平成 27 年 10 月 1 日 (木) 時点での会員歴 3 年以上あり会費納入に遅滞のないことが必要です。

3) 代議員の選出方法について

正会員による直接選挙を地域ブロック毎に行います。

4) 代議員の定数について

代議員の定数は全国を 8 ブロックに分け、ブロック毎の正会員数に応じて設定されています。平成 28・29 年度代議員の定数は以下の通りです。

北海道ブロック	58名
東北ブロック	70名
関東甲信越ブロック	417名
中部ブロック	121名
近畿ブロック	181名
中国ブロック	90名
四国ブロック	38名
九州ブロック	154名

5) 代議員選挙のスケジュール

立候補受付開始	平成 27 年 10 月 16 日 (金)
立候補受付 (郵送) 終了	平成 27 年 10 月 30 日 (金) (当日必着)
立候補者名簿、投票用紙発送	平成 27 年 11 月 9 日 (月)
投票 (郵送) 締切	平成 27 年 11 月 20 日 (金) (当日必着)
開票日、結果通知	平成 27 年 11 月 27 日 (金)

2、立候補の方法

1) 立候補届用紙

本状に同封の用紙を使用してください。

2) 立候補届の記入

立候補しようとする会員は立候補届に必要な事項を記入し、署名捺印の上、同封の封筒に切手を貼付いただき、学会事務局宛郵送して下さい。

立候補届の締切日は平成 27 年 10 月 30 日 (金) です (当日必着)。

3) 代議員の所属ブロック

所属ブロックは連絡先として学会に届け出た住所地のブロックとなります。

注：ご自身がどのブロックから立候補することになるかについては同封の「選挙ブロックの割り振りと代議員・理事・監事の定数」を参照してください。

4) 注意点

- ・ 理事選挙における選挙権および被選挙権を有するのは代議員のみです。
(代議員でなければ理事選挙に立候補や投票はできません。)

3、投票の方法

- ・ 平成 27 年 11 月 9 日（月）よりブロック毎の立候補者の名簿と投票用紙を該当ブロックの正会員に配布します。
- ・ 正会員は立候補者名簿から **3名以内**の氏名を投票用紙（マークシート）に記入し、投票用紙を郵送により学会事務局へ送付します。
- ・ 投票締切日は 平成 27 年 11 月 20 日（金）（当日必着）です。
- ・ なお、立候補者数が定数以内のブロックの立候補者は無投票当選とし、該当ブロックの正会員へは投票用紙を配布せず、該当ブロックの立候補者名簿を当選人名簿として、平成 27 年 11 月 27 日（金）以降、本学会のホームページに告示します。

5、代議員の職務について

学会ホームページに掲載している定款をご覧ください。
(トップページより「学会について」のリンクを辿って下さい。)